

心身障害者を多数雇用する事業主に係る 不動産取得税・固定資産税の課税の特例

障害者を多数雇用する
事業所



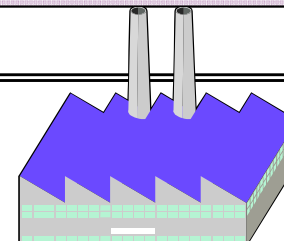
要件

- ① 障害者雇用割合（※1）が50%以上かつ20人（※1）以上障害者を雇用
- ② 「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」等（※2）を用いて事業用施設（作業用に限る）を取得

（①は公共職業安定所長が発行する証明が必要）

減
税
特
例

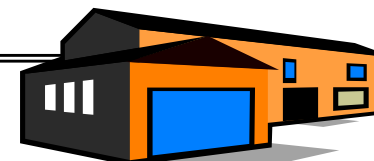
不動産取得税



平成29年3月31日までの間に取得し、引き続き3年以上事業の用に供する事業用施設

→ 当該税額から取得価額の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を減額

固定資産税



平成29年3月31日までの間に取得した事業用家屋（取得から当初5年度分に限る）

→ 課税標準となるべき価額の1/6に心身障害者の雇用割合及び税率を乗じた額を減額

【適用期間】平成31年3月31日まで

※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

※2 障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の「重度障害者多数雇用施設設置等助成金」及び雇用保険法施行規則第118条の3第1項の「中小企業障害者多数雇用施設設置等コース助成金」をいう